

令和元年第10回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和元年11月28日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	52号	東京都北区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則	承認
2	53号	東京都北区文化財専門員に関する規則の一部を改正する規則	承認
3	54号	東京都北区立荒川小学校及び東京都北区立十条台小学校の統合校の校名(案)の決定について	承認
追加日程1	55号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	81号	「北区教育ビジョン二〇二〇」(案)パブリックコメントの実施について	了承
5	82号	「北区立小・中学校長寿命化計画(案)」のパブリックコメント実施について	了承
6	83号	北区立飛鳥中学校リノベーションモデル事業整備プラン(基本構想・基本計画)について	了承
7	84号	「史跡中里貝塚保存活用計画」(案)及びパブリックコメントの実施について	了承
8	85号	「第四期北区子ども読書活動推進計画」(案)パブリックコメントの実施について	了承
9	86号	北区子ども・子育て支援計画二〇二〇(案)パブリックコメントの実施について	了承
10	87号	北区児童相談所等複合施設基本構想(骨子案)について	了承

1 1	8 8 号	「児童虐待等の早期発見と未然防止に向けた連携強化に関する協定」の締結について	了承
1 2	8 9 号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和元年第10回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和元年11月28日(木) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和元年第10回北区教育委員会臨時会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第52号議案「東京都北区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
生涯学習学校地域連携課長	教育長
清正教育長	生涯学習学校地域連携課長
生涯学習学校地域連携課長	<p>それでは、私から第52号議案「東京都北区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則」について、ご説明申し上げます</p> <p>1枚おめくりいただきまして、説明欄をごらんください。</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律との趣旨を踏まえ、東京都北区社会教育指導員に係る欠格条項の適正化を図るとともに、非常勤職員の任用等に関する規定方法の見直しを行うため、本規則案を提出いたします。</p> <p>この議案につきましては、来年度全庁で社会教育指導員を含む、現行の非常勤職員がパートタイム会計年度任用職員への職へ移行することに伴い、大本である東京都北区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止し、社会教育指導員の任用及び勤務条件等を、東京都北区非常勤職員規則へ合わせるため、当規則を廃止するものでございます。</p> <p>また、先ほど申し上げました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布され、成年被後見人等被保佐人を職種から一律排除する欠格条項を設けている制度については、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規程へと適正化が求められているところでございます。</p> <p>所要手続規定については、法律の公布があった6カ月後である12月14日が整備期日となっておりますので、現在、社会教育指導員設置等に関する規則で規定しております成年被後見人と非保佐人に該当する場合、一律指導員となることができないと規定するものについては削除いたしまして、それを社会教育指導員に関する要綱へ反映いたします。説明は以上でございます。</p> <p>よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p>

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認すること
でご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。
次に、日程第2、第53号議案「東京都北区文化財専門員に関する規則の一部を改正
する規則」を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

飛鳥山博物
館長 教育長

清正教育長 飛鳥山博物館長

飛鳥山博物
館長 それでは、私から第53号議案「東京都北区文化財専門員に関する規則の一部を改正
する規則」について、ご説明申し上げます。
議案書を1枚おめくりいただきまして、1ページの説明欄をごらんください。
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関
する法律等の趣旨を踏まえ、東京都北区文化財専門員に係る欠格条項の適正化を図ると
ともに、非常勤職員の任用等に関する規定方法の見直しを行うため、本規則案を提出す
るものでございます。
なお、この議案につきましても、先ほどの第52号議案と同様の理由で、当規則を一
部改正するものでございますので、詳細な説明は割愛させていただきます。
2ページと3ページをお開きください。
新旧対照表になります。現行の第4条の欠格条項から第9条までを削除し、また第1
0条、第4条へと条番号を整理するものです。
文化財専門員につきましては、北区文化財保護条例で設置が規定されていることか
ら、規則の廃止ではなく一部改正によるものとしたところです。
1ページにお戻りください。
付則でございます。
この規則は、令和元年12月14日から施行いたします。説明は以上でございます。
よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。
本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。
次に、日程第3、第54号議案「東京都北区立荒川小学校及び東京都北区立十条台小学校の統合校の校名(案)の決定について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

学校適正配置担当課長

教育長

清正教育長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長

それでは、私から第54号議案「東京都北区立荒川小学校及び十条台小学校の統合校の校名(案)の決定について」につきまして、ご説明させていただきます。
それでは、議案書のほうを1枚おめくりいただいて、説明書をごらんください。
東京都北区立学校の適正配置を推進するため、本案を提出するものでございます。
続きまして、A4版添付の参考資料をごらんください。
1の協議経過についてでございます。
広く意見を募集するため、7月に児童、保護者、地域の方々等にアンケートを実施いたしました。
応募いただいた校名候補123個から、校名等検討委員会において具体案として、5案を選出いたしました。
11月12日に、第2回統合推進委員会を開催し、投票を行った結果、校名案を次の2のとおり、北区立十条小学校とする方針を決定いたしました。
それでは、3の校名(案)とその選定理由をごらんください。
校名(案)の選定理由です。
「十条」は、古くから続く由緒ある地名であり、地域の人々に親しまれている名称である。また、駅名にもなっており知名度が高く、シンプルで分かりやすい。子どもたちが地元を大切に、誇りに思う気持ちの醸成には、地域の名称を用いることが望ましいことから「十条」を校名にするとなっております。
私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいですか。本件に対して特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は、原案どおり承認することに決定いたします。
ここで、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第29条の規定に基づく意見聴取についての議案を日程に追加したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加します。
それでは、追加日程第1、第55号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

私からは、現在開会中の令和元年第4回北区議会定例会に上程する見込みとなりました幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、区長から意見聴取が来ておりますので、その改正の内容をご説明させていただきます。

お手元にごございます第55号議案の参考資料、A4の1枚のものでございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてをごらんください。

今回の条例改正は、令和元年特別区人事委員会勧告に基づいたもので、勧告のポイントといたしましては、項番1の(1)と(2)にお示しいたしました2点ございます。

1点目は、職員と民間従業員との給与月額を比較し、職員の給与月額が民間従業員の給与月額を2,235円上回っていたために、この格差を解消するために月例給を引き下げることとし、給料表を改定いたします。

2点目は、民間における特別給、賞与でございます。こちらの支給割合が、年間4.65月分となっており、職員の期末勤勉手当の年間支給月数4.5月を0.15月分上回っているため、年間支給月数を再任用以外の職員で0.15月分引き上げ、年間支給月数を4.65月分とします。

なお、再任用職員は0.1月分引き上げ、年間支給月数を2.45月分といたしま

す。支給月数の引き上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることといたします。

次に、項番2の改正内容についてでございます。

給料表の改定は、令和2年1月1日に実施し、また勤勉手当は本年12月1日に0.15月分引き上げた後、令和2年4月1日に配分変更を行います。

項番3の勤勉手当の支給月数の変化でございます。

こちらの表の上段でございます一般職員を例にご説明をいたしますと、まず、本年12月に支給する勤勉手当の支給月数を0.95月から0.15月引き上げ1.1月とし、本年6月に支給済みの0.95月と合わせて、本年の年間支給月数を現行の1.9月から2.05月に増加させます。

その後、令和2年4月1日実施分で、本年12月支給で引き上げる0.15月を6月分と12月分にそれぞれ0.075月を配分し、最終的に1.025月を2回支給し、年間で2.05月といたします。

管理職員、再任用職員についても同様の改正を行います。

具体的な条例改正の内容でございますが、恐れ入りますが第55号議案の議案書14ページをお開きください。

こちらにございます新旧対照表（第1条関係）でございます。

幼稚園教育職員の給与に関する条例、第30条に規定する勤勉手当の支給月数について、先ほどご説明いたしましたとおり、令和元年12月1日付で定年前の職員は0.15月分、再任用職員は0.1月分引き上げております。

また、次のページから別表第1をお示ししてございますが、平均で0.6パーセント、引き下げとなるよう改正いたしております。

続きまして、同じく議案書26ページをお開きください。

こちらは、新旧対照表第2条関係でございます。こちらをごらんください。

令和2年4月1日付で、先ほど引き上げた勤勉手当の支給月数について、定年前の職員は0.075月分、再任用職員は0.05月分引き下げ、年間の支給月数を調整するよう改正するものでございます。

以上、第55号議案についてご説明申し上げました。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長	<p>ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。</p> <p>次に、報告事項に移ります。日程第4、報告第81号「「北区教育ビジョン2020」(案)パブリックコメントの実施について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第81号「「北区教育ビジョン2020」(案)パブリックコメントの実施について」でございます。</p> <p>1枚おめくり願います。</p> <p>2の検討結果のところでございますけれども、昨年度4月から教育ビジョンにつきましては、検討の着手をいたしまして、秋頃に区民アンケートを実施し、ことしの2月に報告書を取りまとめてまいりました。</p> <p>今年度、こちらにお示しのとおり、さまざまな団体の皆様と意見交換を行ってきたところでございます。</p> <p>一番下の10月、第3回の有識者懇談会につきましては、教育委員の皆様にもご出席をいただきまして、ご意見を頂戴してまいりました。ありがとうございました。</p> <p>それから、校園長会の役員の皆様には、今年度3回にわたりまして、役員会におきまして、大きな進捗の都度、説明をさせていただきました。あわせて、全ての校園長の皆様に対しましても、校園長先生限りの扱いということで情報提供させていただいております。</p> <p>そして、校園長会あるいは特別支援学級の設置校長会等からもご意見をいただきまして、庁内においていただいた意見を一つ一つ、精査をしてまいりました。</p> <p>直近でおよそ30カ所程度の修正を加えまして、できる限り意見の反映をさせていただいております。</p> <p>なお、ほとんどが文言の修正でございまして、趣旨を変えているわけではございません。</p> <p>より適切な表現に変えたというものでございます。</p> <p>一例だけ、ご紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、47ページ、特別支援のところから3行目でございますけれども、「の巡回指導では」の次でございまして、次のフレーズ「十分に学習活動していくことが難しい児童・生徒のために」という理由を追記してございます。</p> <p>あるいは、49ページのところから10行目、「教員のみならず保護者の理解も重要であることから」の次に、「共生社会の形成に向けたインクルシブ教育システムの構築のため」というような文言を追記しております。また、その下でございまして、特別支援学級合同協議の推進のところ、「また、合同行事を通じて広く地域社会に向けて特別支援教育や特別支援学級についての理解啓発を図る」というような、一般の方に対する理解啓発に係る内容も盛り込んでほしいという</p>

ご意見がございましたので、追記してございます。

このあたりが大きな修正というところになります。

そうした中で、お示しのとおりビジョン（案）を取りまとめることができました。

ビジョン（案）につきましては、有識者懇談会、あるいはその前後を通じまして、教育委員の皆様には、数回にわたりご説明をさせていただきまして、ご意見をいただきまいました。反映できるものはできる限り反映をさせていただいてございますので、内容の中身の全体の説明につきましては、割愛をさせていただきます。

3のところに戻りますけれども、パブリックコメントについて、12月10日の火曜日から、お示しのとおり実施するスケジュールでございます。

それから、来週2日でございますけれども、区議会文教子ども委員会、それから来週の4日には校園長会において、改めてビジョンの案をお配りして報告する予定を考えてございます。

なお、パブコメの期間も1月中旬まででございます。

策定までには、まだ時間がございます。先生方、委員の皆様におかれましても、お気づきの点がございましたら、その時点でお知らせいただければと考えてございます。

以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。本間委員。

本間委員

これまでの準備、ありがとうございました。

事前に、いろいろと説明を伺っておりまして、私どもの考えも取り入れていただいて、ありがたく思っております。

このビジョンのまとめの文言等について、何か意見ということではなく、全体にかかわることで発言する機会の一つとして、お話をさせていただきたいというふうに思うのですが、教育大綱にも盛り込んでいただきたいということで、それについても入れていただいているのですが、横のつながりという意味で、今の教育委員会が子ども未来部とともにというあり方になっていることについて、従前からこだわりを持っているのですが、大きな部、単位ではなくて、各教育委員会の中の課の横のつながりが、場合によっては十分なされていない部分があるのではないかというようなご意見を、区民の方からお寄せいただくことがございました。

それぞれ、教育委員会の皆様は一生懸命やったださっていることは、十分説明を申し上げているのですが、さらに横のつながりをというようなことがございましたので、その全体像を捉えて、各行政のことを進めていく上で、常に他の課との連携というあたりを、私どもは忘れないようにしていかなければいけないなということを、改めてここでお伝えしたいというふうに思います。

それから、11ページのところにカリキュラムマネジメントの確立ということがございまして、これからの学校教育を進めていく上で、カリキュラムマネジメントをこれ以上に一般の教員が理解をして進めて行くことが、大事なことであるということは言うまでもないのですが、これから小、中一貫校として、新たな学校の構築が進んでい

く上で、長期にわたってカリキュラムについても検討がなされていくというふうに思うのですが、ある程度の年数を経ますので、その時代、時代に応じてというところが、刻々と変わるところであると思いますから、今から準備をして進めていっているところですが、細やかな見直しというのでしょうか、振り返りをしながら、また、そのときに必要な状況を鑑みながら、北区の小中一貫のモデルとなっていくようなものをつくり上げていくという点で、改めてここでお伝えさせていただきたいなと思っております。

それから、もう1点。13ページのところに、北区の年少人口3区分推計というのがございますけれども、これから長期にわたって北区の学童、あるいは中学生等々の人数がふえていくことが見込まれております。

この後、またリノベーションのことですか、学校改築の話も予定されておりますけれども、本当に人口増であるということは、うれしい悲鳴であるというふうに思いますが、そのことによって、これまで北区が大事にされていた教育が後退するようなことがあってはならないことは言うまでもないところです。

40ページに、自然体験活動の充実ということもうたわれておりますけれども、今後、岩井学園の児童、あるいは生徒の受け入れの部屋数等が厳しくなっていくことは目に見えております。

まずは、学校の改築、リノベーションが優先であることは申し上げるまでもないことですが、自然体験活動の充実という視点からも、岩井学園のあり方についても同時に考えていく必要があるのではないかと考えております。ハード面でのお話です。

最後です。65ページのところにコミュニティースクールの拡大を図ることが必要ですということが言われておまして、その点についてももちろん賛成ですけれども、今現在、学校評議員等を中心とした会が、各学校充実を図るべく努力しているところであると受けとめておりますけれども、実際には学校評議員会、あるいはコミュニティースクールを開催する上で、学校の活動を理解していただくという視点から、学校評価のまとめであるとか、あるいはその会議に向けた資料の作成に多くの時間を教員が費やしているという面は否めません。

そのこと自体は大事なことではあるのですが、そこで学校教育の充実を図りますという文言を作成のために、学校教育を図るための授業準備が十分に時間を取れないというような、相反する矛盾があることも事実です。

それを解消していくためには、本当にボランティアとして参加して下さっている地域、あるいは関連の皆様には大変申しわけないのですが、さらに学校に足しげく来ていただいて、そういった説明を少なくしていても十分に状況が理解できるような方策もあわせて図っていかないと、働き方改革とあわせて考えましても相反するところになるのかなという懸念がございます。

このビジョンそのものに対してというよりも、細かなことを今後、これを基に推進していく上で、気になった点を幾つかお話させていただきました。以上でございます。

清正教育長

ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

教育政策課長 今、本間委員からご意見をいただいたところでございますけれども、岩井学園の関係、あるいはコミュニティースクール等々、ご意見、ご指摘をいただいたところでございます。さまざまな課題があるわけでございますけれども、今いただいた委員の意見を踏まえまして、できる限りの対処・工夫をしまいたいというふうに考えてございます。

それから、組織の関係、平成28年度に、0歳から義務教育終了までの一貫した子どもの育ち、それから学びの系統性、連続性を踏まえた授業を進めるというようなところで、組織改正をしたところでございますので、委員の意見を十分に踏まえながら、今後進めてまいりたいというところでございます。

それから、カリキュラムマネジメントのところでも触れていただきましたけれども、これから刻々とさまざまな状況が変化するわけでございますので、十分我々もアンテナを張りまして、柔軟な発想を持って、いろいろなところ、さまざまな工夫をしながら対処していきたいというふうに考えてございます。

清正教育長 よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
次に日程第5、報告第82号「北区立小・中学校長寿命化計画(案)」のパブリックコメント実施について、事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 それでは、私のほうから長寿命化計画のパブリックコメントの実施について、ご報告をさせていただきます。
表紙を1枚おめくりください。
このパブリックコメントの実施の流れでございますけれども、基本的には4番の今後の予定のところでお示ししているような流れで、先ほどビジョンについてのご説明をご報告いたしました。その流れと同様の流れで長寿命化計画についてもパブリックコメントを進めてまいります。
この長寿命化計画につきましては、来月の校長会、役員会のほうで、どのような形で各校長先生方のご意見を聞いたらいいかというご相談をする予定でございます。
また、教育委員の皆様におかれましては、教育ビジョンと同様、1月15日までパブリックコメントを実施しておりますので、今後機会があることで結構でございますので、いろいろとご意見も頂戴できれば、このように考えているところでございます。
それでは、中身をかいつまんでご説明をさせていただきます。

お手元の別添、長寿命化計画（案）をごらんください。

表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページ目でございます。1ページ目のこの長寿命化計画の背景と目的のところ、中段以降で、ポイントを絞って触れさせていただきますと、今現在北区の中には、改築事業に着手していない学校が29校ございます。これを長く使いこなすというような考え方のもとで、長寿命化を図りながら、その手順を整理するというのが今回の長寿命化計画の目的でございます。

同じく1ページ目の3番の計画期間でございます。

計画期間は10年間といたしまして、5年ごとに見直していくという考えを示しております。また、4番でございますけれども、今回長寿命化を図るところにおいては、整備内容等をできる限り具体的に示して、改築校との学校間格差を埋めていこう、このようなことが重要な課題の一つと捉えているという考え方をお示ししてございます。

3ページから5ページまで、3ページにわたって人口推計を載せておりますが、これは既にご案内のとおり人口の動きを示したものでございますので、省略をさせていただきます。6ページ目、学校施設の一覧が載っておりますが、ここで1点触れさせていただきたいのは、今回の長寿命化を図るところの一つの目的といたしまして、建築年度という欄を見ていただきたいのですが、昭和40年と41年に建設された学校が一つの塊をなしております、これはその年度だけを拾い上げますと14校ございます。

これまで、北区の学校改築においては、1年に1校ずつ建てかえていくというスピードで推進してまいったところでございますけれども、こうした40年、41年に建てられた学校の塊を、どういうふうに適正に改修なり改築をしていくかということが、今回の長寿命化の一つの大きなテーマでございました。

続きまして、8ページをごらんください。

8ページの3番のところ、学校施設の老朽化状況ということで、昨年度に全校老朽化の調査をさせていただきました。

その結果が、右側のページ（2）の健全度及び部位別の劣化状況ということで、集約をさせていただいております。

①の健全度のところです。健全度の前段の部分で、築後50年以上の校舎は、やはり老朽化が進んでいるので優先して整備を行っていく必要がある。これは調査を行うまでもない結論でございますが、そのことを改めて確認いたしました。

また、築後40年以上経過した学校群のうちで、リフレッシュ改修を行った学校については、比較的いい状態が保たれている。このような結果を踏まえて、9ページ以降の考え方の整理につながってまいります。

10ページをお開きください。

長寿命化の基本方針でございますけれども、従前の学校の使用目標は65年というふうにさせていただいております。これを技術的な分析も行った上で、どの程度まで長寿命化を図ることが適切であるのかということで、考え方を整理させていただいております。

結論といたしましては、1の①のところ、平成19年以前に建てられた学校について

ては、目標主要年数を80年といたします。その根拠となります計算方法、それから出典については、後ほどご高覧をいただければと思います。

右側の11ページの②は、改築した学校についてでございます。

改築した学校については、近年の技術の革新によって、100年は持たせよう、そういう考え方を②で示させていただいております。

11ページの後段、2の長寿命化の基本方針でございます。

ここは、ポイントだけ読み上げさせていただきますが、今回の調査、分析では、適切な維持管理、改修を実施すれば、長寿命化を見込める。施設の余命を残して、これまで以上のスピードで改築を進めることが、施設の有効活用や環境への配慮、集中する財政負担など多くの面で課題がある。従前の改築ペースを着実に実施しながら、既存校の長寿命化を図る。長寿命化にあたっては、耐久性の向上や、物理的なふぐあいを直すのみでなく、建物の機能や性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げる、長寿命化を目的とした大規模な改修工事を「リノベーション」として位置づけて実施する。

これが、長寿命化の基本方針でございます。

次のページをお開きください。

12ページのところで、長寿命化の改築改修のサイクルを図示しております。

このところでのポイントは、上段の四角の囲みの中で、既存校のリサイクルということで、目標主要年数80年以上、2番目の○で築後約65年までにリノベーションを実施する。リノベーションの実施から15年以上使用する。したがって、リノベーションの長寿命化の延ばす年数については15年間使うということを目標に工事内容を検討していくということでございます。

右側のページ、13ページです。

リノベーションの選定の基準についてですが、(1)で全ての学校については、リノベーションをして、その後、改築に至るといふことの基本的な考え方をお示ししております。なお、リノベーションの例外といたしまして、増築等の対応が必要となる学校については、建築年次にかかわらず、リノベーションを早目に行うことによって、適切な対応を図るといふことを考えていくこととしております。

(2)改築の選定についてでございます。

改築もリノベーションと同様に、原則として古い学校から改築をまいります。

ただし、②のところに例外を記載させていただいておりますが、優先して改築するというふうに従前の改築改修計画で位置づけておりました中学校と昭和30年代に建築された小学校、それからリフレッシュ改修を既にやった学校については、この(1)に示したリノベーションを行わずに、そのまま改築をまいりますというふうに整理をさせていただきました。

ただ、この②のところにもただし書きを加えてございますが、そういう整理を行う中でも、すぐに改築に至れない事情がある学校がございます。それを分類したものが、ア、イ、ウにお示しをしております。アについては、現敷地の改築では、必要となる学校規模の確保が困難である学校。イといたしまして、12クラス未満の小学校で、さらに児童数の推移を見守る必要がある学校。ウとしまして、周辺まちづくり計画との調整を図る学校。この三つに該当する部分については、場合によってはリノベーションを行

って、長寿命化を図った上で改築の時期を見通すというようなことを定めております。
③が地域バランスについて、それから④が近年の児童・生徒数の増加に対応した視点が
必要であるということ述べております。

10ページをお開きください。14ページのところで、今後5年間のリノベーション
事業、改築事業を校名未定のままお示しをさせていただいております。

先ほどお話ししたように、改築を年1校ずつというペースは落とさないで、それと並
行しまして、長寿命化の学校を年1校ずつやっていく。このような事業ペースを考えて
おります。

26ページをお開きください。

26ページのところで、こうした選定の考え方に立って、順番に最終の学校までを並
べてみたときのイメージでございます。

令和2年に、具体的に着手している王子第一小学校が一番先頭になってございませ
が、Kの13番までが、これが直接改築をするという学校の分でございます。

それから、Kの14番に飛鳥中と示しておりますが、Kの15番以降が、これがリノ
ベーションを経て、その後15年後に改築をするというイメージを図示したものでござ
います。

このように、リノベーション間を挟んで、最終年次、全ての学校の改築が一巡する年
次がこの表のイメージでいきますと令和39年になる、このようなシミュレーションを
した上で、この計画を組み立てているというところでございます。

15ページにお戻りください。

15ページのところでは、新しく始めるリノベーションという事業の進め方について
を整備しております。

事業期間は、①のところで調査・設計に1年、それから工事に3年間を見込んでおり
ます。ここで、この後報告事項にしております飛鳥中との違いで補足させていただきま
すと、飛鳥中につきましては旧田端中学校に仮移転をしてリノベーションをするという
手法を取っております。ただ、毎年1校ずつ、今後長寿命化のためにリノベーションを
図っていくとなると、仮移転先の確保が難しいという事情がございます。

そうしたことで、居ながらリノベーションを行うということで、台東区等の事例も含
めて検討組織で視察等に行っておりまして、居ながらリノベーションをやっていく方
式を取ろう、このように整理をさせていただきました。ですので、飛鳥中とは違う事業
期間の設定になっておりますが、設計に1年をかけて、その後、居ながら3カ年かけて
リノベーションを図る、このような案として取りまとめを行っているところでござい
ます。

②で、実施内容でございますが、かいつまんでお話をしますと、工事に当たって対象
となる学校ごとに詳細な老朽度調査を行います。その上で、どういう補強が必要かを分
析いたしまして、設計に入っております。改修工事でございますので、既存の法令等
で、特に建築基準法に基準不適というような建物もございまして、そういったことも
事前に調査をして設計に入ることが②のところで示してございます。

それから、③の実施方法でございますけれども、一番課題となりますのが、居ながら
で改修工事を行いますので、学校教育に影響を与えない、あるいは影響を与えたとして

もそれを最小限に抑えていくというようなことを学校の教職員の方々とも、事前にご相談をさせていただきながら工程を組んでいくというようなことが必要となってまいります。

その辺りの考え方を、ア、イ、に示させていただいております。イのところのなお書きですが、給食室の工事に入るときには、どうしても給食の停止が必要になります。

当然、工事の工程を組むときには、なるべく夏休み中にということを検討するわけですが、ここでお示しのように、場合によってはなるべく短期に納めることを前提としつつ、郊外からの給食の提供も検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

次のページ、16ページでございます。

居ながら改修という考え方をご説明いたしました。既存の校舎の中で、それぞれの諸室工事に入るときに、そこから避難するスペースというのがどうしても必要になってまいります。ですので、校庭に仮設の校舎を建てることを、ある程度想定しながら調整に入っております。これが学年ごと、あるいは建物のブロックごとに仮移転を何回か繰り返して、工事をやっていくというイメージを16ページに図示したところでございます。

それから、17ページ、18ページにつきましては、これまでもやってまいりました改築の進め方について、改めて整理をさせていただいております。

19ページです。19ページは、今回行うリノベーションという改修工事の整備水準をあらかじめお示しさせていただいております。紫色に塗られました部分が、標準的に予想される工事項目をなるべくわかりやすくということで、色別に示させていただいております。それから、(1)の上段のところの「また」のところですが、学校環境、快適性の向上を図り、改築校との格差改善を図るということで、その具体的な項目について、次ページの20ページに、表の形でお示しさせていただいております。左側から、耐久性向上工事、機能性向上工事、今回改めて整理をいたしましたのは、教育環境向上工事ということで、こうしたメニューを整理して、それぞれ「注」のところに原則実施であるとか、調査の結果必要に応じて実施するであるとか、学校の状況を踏まえて実施するというようなことで、ある程度強弱をつけた形での項目の整理をさせていただいたところでございます。

次のページ、22ページになります。

22ページは、文科省が求めております実現可能な改築・改修計画というところで、財政計画を策定するために、学校の建設経費を標準化して整理をしております。

22ページの下の方のところで、改築に当たっては総事業費が45.9億円、それから、ただいまご説明をいたしましたリノベーションにつきましては、14.2億円ということで、事業費の整備をさせていただいたところです。

次の24ページ、25ページをお開きください。

そうしたコストの分析を、従来型の今ある改築・改修計画でやっていった場合が24ページの棒グラフのところ、先ほどお話ししたように、年次の固まっているところに突出して、区の財政上の負担が集中してしまう、そういうようなことを平準化を図るということで、25ページの方で今回の15年間のリノベーションを行うことによって、

少しずつ改築年次をずらしていくというようなことをやりますとお示しのように、各年時において、一定の財政規模に納まる経費で学校改築が実現をしていける、このような分析をしているところでございます。

それから27ページ、最後になります。27ページの推進体制の確保というところで、3行目の「特に」というところでございます。

リノベーション事業においては、学校活動を行いながら複数年にわたる工事を継続することから、学校活動に与える影響を最小限にとどめながら計画的かつ効率的に事業を実施するため、計画、工事を所管する関係部署と学校の会議体を組織して、それぞれの学校で、この会議体の中でいろいろなスケジュールのお話し合いをしながら、工事を進めて行くという予定であります。

以上、長寿命化計画について、ご報告をさせていただきました。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 長期にわたっての見通しを持った、さまざまな計画の説明をありがとうございました。

最後のところで、触れてくださいましたように、各学校との連携を取りながらということで、大変心強く思っているところですが、いずれにしろ児童・生徒に負担がかかることは否めないところですので、児童・生徒の運動量が減るということがないように、近隣校との連携も図りながら、進めていただきたいというふうに思っております。

1点、区内で何か所か、今現在も大きな工場等が移転をして、その後のマンションが計画されるのではないかとというようなことで、地域の方々も学校の統廃合が進むのはいいけれども、本当にそれで大丈夫なのだろうかというような声も上がっています。

そのあたりの情報を得るということは大変難しいところだとは思いますが、マンションも立って、児童・生徒はいるはずだけれども、私学に行って公立には来ないというような、いろいろな読みあやまりなどあるとは思いますが、そのあたりの受けとめというのは、今現在どのような状態でしょうか。

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 一つの大きな節目と考えておりますのは、学校の適正配置の一連の動きが、先ほど報告いたしました荒川小学校と十条台小学校の統合によって、一段落を迎えて、一方で人口が増加局面になっておりますので、今回の長寿命化計画の取りまとめに当たっても、この人口増加に対応して、教育環境をどう確保するのかというところがテーマでござい

ましたので、ここの長寿命化計画あるいは改築の学校の選定に当たっては、人口の伸びをできる限りなるべく先読みして、そういった地域に事業が展開されるように誘導してまいりたいと思っております。

今、実際には、区長部局のほうと連携をいたしまして、工場等の移転に伴う未利用地のマンション計画については、事前協議があった段階では、教育委員会のほうに情報がいただけるような、そういう連絡網はつくっておりますが、それにいたしましてもマンションの建設のスピードが事前協議から最短では3年ほどで完成してしまうというような状況もございますので、なるべく未利用地の段階から、その可能性を意識して、事業計画のほうは組み立てていきたいと、このように考えているところでございます。

清正教育長

よろしいでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第6、報告第83号「北区立飛鳥中学校リノベーションモデル事業整備プラン（基本構想・基本計画）について」、事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、飛鳥中のリノベーションモデル事業の整備プランについて、ご報告をさせていただきます。表紙を1枚おめくりください。

2番の整備プランの検討経過でございます。

今回のリノベーションのモデル事業に当たりましては、6月に事業者を選定いたしまして、夏から秋にかけて事業者が提案した設計プランについて、地域の方々PTAの方々、教職員、意見交換会というのを2回ほど催しまして、それによって今回、整備プランとして、まとめ上げたというものでございます。

今回の整備プランにつきましては、既に11月16日と20日に地域の皆様に説明会を開かせていただいております。特段、その説明会の席上では反対意見等はございませんでした。この後、ご説明いたします仮移転の間のご心配とか、そういった質疑が主であったというふうに記憶をしております。

それでは、別添の冊子をごらんください。

1ページ目から8ページ目までは、以前にご報告をいたしましたリノベーションモデル事業に至る経緯について、記述をさせていただいておりますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

9ページ目からご説明いたします。

今回、意見交換をもとに、皆様方に取りまとめでいただいた整備コンセプトでござい

ます。

飛鳥中の校章が鳳凰であるということに由来をいたしまして、鳳凰をイメージできるような、そのようなりノベーション事業にしていきたい、そのようなことで、キャッチコピーとしてまとめましたのが、太字でお示ししております、「鳳凰のごとく未来へはばたく飛鳥中、誇り高く、たくましく」ということで、以下、4-2の整備方針のところで、具体的にこのキャッチコピーをもとにどういうところに力点を置いて、設計案をまとめていくかということ(1)、(2)、(3)とポイントを絞って設計に当たってきたとそういうところでございます。

11ページをお開きください。

11ページの表で改修前と改修後の面積割りをお示ししておりますが、合計欄をごらんいただくとわかるのですが、今回の大規模改修に当たっては床面積をふやせないという制約がございましたので、改修前も改修後も床面積そのものはかえておりません。

ただ、このあと、内容ご説明いたしますが、普通教室は各学年3教室、それに将来的な増のために転用可能な多目的室を各学年1教室ということで、1学年3プラス1という教室を確保しておします。

それから、そのほかに学年ごとに少人数学習室も用意できておりますので、そういう意味では床面積はふやせませんが、諸室の数としては、充足できている、このような整備内容となっております。

12ページの施設の配置図でございます。

ここの配置図のところでは、整備内容としてふれさせていただきますのは、中央の校庭部分ですが、人工芝化を図ろうということで皆様のご意見をまとめさせていただいております。ただ、この配置図、前提となるのは建物の床面積をふやさないということでございますので、建物配置そのものは校舎と体育館、プール、武道場、一切位置が動かないという製図になっております。

1ページおめくりください。

13ページが1階の平面図でございます。1階の平面図で特徴といたしましては、現在の飛鳥中の昇降口のところを一足制ということで上履きのない学校として考えさせていただきました。そのために昇降口を若干狭めまして交流室という部屋を右側のところの黄色く塗られたところですけども、PTAの会合を開いたり、あるいは子どもたちが集まったりということで廊下を挟んだ交流ギャラリー、それから窓を開け放ってウッドデッキで広がる交流スペースということで、この辺りで子どもたちが語り合うようなそういうスペースとしていければという工夫をさせていただいております。

また、カウンセリングルーム、あるいは、相談室等も1階に機能を集約いたしまして、利便性とプライバシーの両面に配慮したつくりとしております。

それから、次のページいきまして、14ページ、2階の平面図でございますが、青い部分が普通教室三つ、黄色が多目的室、先ほど申し上げた3プラス1というつくりでございます。2階の管理諸室については、大きく動かしておりませんが、なるべく面積かわらない中で職員室等も内装関係含めまして、機能的な整備を図ることとしております。

次のページ、15ページが3階でございます。3階につきましては、3学年分の少人

数教室を三つ設けてございます。また、いろんなバリエーションをとということで、少人数教室の一つが可動間仕切り等を備えて小割にもできるような、そういった部屋にする予定であります。

次の16ページ、4階でございます。4階につきましては、二つの教室の構造壁を抜きまして、多目的ホールをつくっております。音楽室に隣接させることによって吹奏楽の練習であるとか、防音性も備えたつくりで子どもたちの活動のサポートができるスペースをうみだしております。それから、図面の右側でございますけども、図書館をこの位置にもってきまして、これまでの部屋よりも広い空間を図書館として整備をしております。学校からのご要望もあって、校庭に面した窓側には個別に学習をできるような窓に向かったテーブルと椅子を設けて、学校で勉強を放課後するというような生徒たちのニーズにも答えていこうと。そのようなつくりにしております。

それから、図書館の隣、説明が前後いたしましたけど、階段を挟んで紫色に塗られた小さなボックスがエレベーターでございます。今回、既存の校舎の中でエレベータースペースを生み出して、校内の段差を解消することでバリアフリー化を図ることとしております。

17ページをお開きください。

17ページは、飛鳥中の一つの課題として、接道が悪いということがございます。一面だけ道路に接しているのですが、その道路が2項道路で4メートルございませぬ。今回の整備にあわせて2項道路としてのセットバックを50センチほどして、さらに1.5メートルぐらい学校の塀を下げたいと思っております。学校敷地の全面が広い空間になるというようなそんなような整備を図る予定であります。

18ページに施設設備の主な改善事項ということで、項目ごとに挙げさせていただいておりますが、ただいまの図面でふれられなかった部分について耐久性向上工事というところではプールとか、それから外周の塀も一新をいたします。それから機能性向上というところでは給食室をドライ化いたします。また、体育館、武道場の内外装も一新いたします。空調を整備いたします。また、館内のトイレは全て洋式化を図って誰でもトイレ、車いすトイレを設置いたします。それから、教育環境の向上ということでは、後ほどパースをごらんいただきますが、エコモールということで壁面に太陽光パネルを設けます。それから、校内にわかりやすいサインをつけてまいります。

21ページをお開きください。

21ページが一番、学校のイメージが伝わりやすいパースの部分でございますけども、昇降口に向かって寄ったイメージでございます。壁面の各教室の前についておりますのが太陽光パネルです。太陽光パネルは屋上に加重をかけたくないということで、今回はデザインと両立させた壁面のパネルを採用するということとしております。これによりまして、大体20kW程度の太陽光発電が可能だというふうに見込んでおります。

また、デザインにつきましては、飛鳥中のイメージカラーが紺色ということで子どもたちのアンケート結果が出ておりましたので、さし色として紺色を基調にして空に向かって少しシャープな直線で先ほどの冒頭の鳳凰のイメージを設計事務所のコンセプトとしては表現してみましたということで地域の方々にご説明をさせていただいたところでございます。

22ページに太陽光パネル含めまして、防災機能、これが改築校と同じような防災機能を今回のリノベーションによっても備えますということで設計案はまとめさせていただきます。

最後にスケジュールでございますけども、来年の夏に旧田端中学校のほうに仮移転をいたしまして、1年半の改修工事ののち、令和4年の4月に改修された校舎に戻ってくるということで、その間、旧田端中に通う間は一定のエリア内の子どもたちはバス送迎を検討しております。現在、バス送迎の規模を見通すために予備調査として移行の確認をしております。それによって、どの程度の人数が集まるかで来年度のバスのやといあげの規模を決めてまいりたいとこのように考えているところでございます。

ご報告は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございます。
本件について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

ご説明ありがとうございます。
バス送迎についてなんですけど、大体どれぐらいのエリアの生徒に対してのバス送迎というふうになるのでしょうか。

学校改築施設管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

バス送迎のエリアですけども、西ヶ原小学校の学区域の全て、それから西ヶ原の2丁目、3丁目、これは滝小の学区域なのですが、そこもご希望があればということで現在調査をかけております。

また、それ以外でも特段の事情のある方はということで柔軟に対応するというようなご説明をしております。送迎の規模としては現在、小型のバスで6、7台ぐらいの規模を予定しているところでございます。

渡辺委員

距離でいうとどれぐらいの距離のご家庭が範囲になるというのは、わかれば教えてください。

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

おおむね目安としておりますが1.5キロです。1.5キロを超えた場合に送迎を検

設管理課長	討したいということで考えております。
清正教育長	名島委員
名島委員	説明ありがとうございました。 細かいことになってしまうのですが、16ページの多目的ホールは防音性を確保し、さまざまな利用が可能と書いてあるのですが、多目的ホールが四つに仕切れるようになっているように見えるのですが、仕切ってそれぞれの防音も確保されるのでしょうか。よくふれあい館などへ仕事で行きますと、こちらはコーラスの練習と指導をしていて、その隣で間仕切りがあって隣でダンスグループとかが練習すると全く双方の練習にならないような状況がございます。そういう点について、参考までに聞かせていただければと思います。
学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	実施設計段階に入ってきておりますが、非常に悩ましいところで、可動間仕切りで防音性を高めようとしますと重くて扱いづらいものになってしまい、多少の音が聞こえてもいいから簡易なものの方がいいのではないかとか、一層のことない方がいいのではないかとか、そのあたりは実際に学校現場でどのような使われ方を想定するのかにあわせて、実施設計の中で詰めてまいりたいと思っております。いずれにしても可動ですので、完全な防音にはならないという前提で考えております。
渡辺委員	もう一つ、給食室のドライ化というのはどういうものなのか教えてください。
学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	通常は、飲食店でもそうなのですが、水を流して洗うタイプの調理場が従来の一般的なものでしたが、改築校からは衛生管理の面も含めて床に水を流してはいけないタイプの調理場になっております。そういうような環境改善と、それから調理場の労働環境というところでは調理場が非常に暑くなるのですが、そういった点についても、空調をつけてまいりますので、調理の環境としては格段によくなると考えております。
清正教育長	よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了とさせていただきます。
次に日程第7、報告第84号「史跡中里貝塚保存活用計画」(案)及びパブリックコメントの実施について事務局から説明をお願いします。

飛鳥山博物館館長

教育長

清正教育長

飛鳥山博物館館長

飛鳥山博物館館長

それでは、報告第84号「国史跡中里貝塚保存活用計画」(案)及びパブリックコメントの実施についてご報告をさせていただきます。

始めに1の要旨でございます。国史跡中里貝塚保存活用計画は学識経験者や地域代表等で構成しました検討委員会を設置して、平成30年1月から計画の策定に取り組んでまいりました。このたび、計画の案をまとめましたのでパブリックコメントの実施とあわせてご報告をさせていただくものでございます

2の経過はお示しのとおりでございます。

3の内容です。別添つけさせていただいております資料、こちらを用いましてご説明させていただきます。

資料のほう、お手元よろしいでしょうか。

表紙から3枚、恐れ入りますおめくりいただきまして、目次をごらんください。

本計画は11章だての構成となっておりますが、これは文化庁の示す保存活用計画作成例に沿っております。

1ページをお開きください。

第1章が保存活用計画策定の沿革目的になります。中里貝塚は縄文時代中期から後期初頭にかけて当時の海岸線に形成された大型の貝塚で、平成12年に国史跡に指定されまして、平成24年に追加指定されております。

計画策定の目的ですが、中里貝塚の本質的価値を明らかにし、それらの価値を適切に保存管理、そして活用していくための基本方針や方法を定めることを目的とします。

2ページをお開きください。

第2図で計画の対象範囲をお示ししています。中里貝塚はJRの線路に挟まれ、貝層の分布は東西に長く分布しています。ピンク色の部分が貝層が厚く堆積している範囲となります。中里貝塚の保存活用の際しまして、地域の方々のご理解、ご協力が必要不可欠であることから、地域の代表に検討委員会の参加をお願いするとともに、昭和町地区自治会連合会館内、住民等によるワークショップを開催して幅広くご意見を頂戴しながら進めてまいりました。

14ページからの第2章、そして44ページからの第3章につきましては、平成29年度に敢行しました総括報告書で取り上げました中里貝塚の概要や本質的な価値についての記載を引用しておりますので、説明を省略させていただきます。

52ページをお開きください。

第4章の現状と課題になります。ここでは、保存管理、そして活用、そして整備、そして運用体制の四つの視点でそれぞれ現状と課題をお示ししております。

次に57ページをお開きください。

第5章、保存・活用に向けた基本方針です。地域住民とともに、遺跡の価値を共有し、史跡に対する共通認識をもった上でそれらの情報を適切に発信することで、人々の積極的な保存・活用への参画を目指します。また、史跡の活用にあたりましては、その本質的価値を一般の人にもわかりやすいように示すための環境整備も欠かせないこと、さらに、史跡の保存活用を円滑に推進していくために、ソフト面・ハード面での運営を支える「人づくり」を段階的に推し進め、持続的な体制を図ることとしております。

58ページをお開きください。

第4章の現状と課題を踏まえまして、基本方針は四つの視点を掲げました。一つ目が保存管理の方針で史跡の本質的価値を適切に保存し、後世へ確実に継承します。

二つ目が活用の方針で、地元住民や来訪者の史跡に対する理解を深め、協働による史跡の保存活用を目指します。

三つ目が整備の方針で、史跡の本質的価値を顕在化し、現地で貝塚を実感できるような環境整備を目指します。

最後、四つ目が運営・体制の方針で調査研究の推進や保存管理体制の充実、関係諸機関との連携や地元参画など、幅広い人材の確保と育成に努め、持続可能な体制づくりを図ります。

59ページをごらんください。

基本方針を踏まえまして、中里貝塚の保存・活用の考え方をイメージしたものです。保存・活用の成果が実り、循環し、区民や来訪者が集う空間を目指します。

60ページをお開きください。

第6章、保存管理計画となります。

61ページの第31図の地区区分図をごらんいただきたいと存じます。史跡の本質的価値を適切に保存し、後世へ確実に継承するため、史跡指定地及びその周辺地域をAからEの五つの地区に区分し、それぞれの取扱い基準を定めて保存管理を進めてまいります。保存管理の方法ですが、A区は国史跡となっている指定地で公有化が完了しておりますので地下遺構に影響を与える開発行為の恐れはありませんので、引き続き適切な保存を継続します。

B区でございますが、A区に挟まれた範囲で貝層の中心部に位置していることから保護を要する範囲として必要に応じて追加指定を行っていくものとします。ただし、追加指定した場合も住民の現状の土地利用は維持されることとします。なお、地下遺構に影響を与えるような開発行為が計画され、貝塚の保全が図れない場合に限り、公有地化も視野に史跡の保護を優先することとします。

C区はB区と比較すると貝層が薄くなることから、重要な遺構が発見された場合には追加指定も視野にその保護を図ることとします。

D区並びにE区は、JRの鉄道敷地になりますので、可能な限り適切な保全を図る状況把握に努めることとします。

そして、62ページからはA区からE区までの取扱基準を記載するとともに現状変更の内容等に可否を分かりやすく表にしてまとめております。

64ページをお開きください。

B区は保護を要する範囲としますが、取扱基準は地下遺構に影響を与えなければ住宅等、建築物の建替えや新築も可能としております。

そして、66ページをお開きください。

追加指定の考え方です。将来にわたって史跡の一体的な保存活用を図るため、土地所有者や地域住民、関係諸機関と十分協議を行ったうえで、貝層の中心部に当たる保護を要する範囲のB区を軸に追加指定を検討します。C区は重要な遺構が発見された場合に限り追加指定の必要性について協議を行うこととします。

67ページをごらんいただきたいと存じます。

第7章、活用計画です。下の第32図、各エリアの位置関係をごらんいただきますと、これまでは飛鳥山博物館を活動の拠点に据え、展示会や講座等を通して、史跡の本質的価値に関する情報発信を行ってきました。今後は現地での活動も積極的に行い、区民や地元団体、近隣の教育機関などと協力・連携しながら、気運の醸成を図ってまいります。そのため、飛鳥山博物館を研究エリア、中里貝塚史跡広場を体験エリア、上中里2丁目広場を見学エリアとして位置づけます。

68ページをお開きください。

中里貝塚の活用ですが、学校教育や生涯学習での活用、にぎわいの創出の活用、オープンスペースとしての活用などで、中里貝塚を中心とした多彩なコミュニティの形成を目指してまいります。

71ページをお開きください。

第8章、整備計画になります。初めに整備の方向性ですが、本質的価値を周知するため体感するための整備を目指します。

次に整備の方法ですが、72ページをお開きいただきたいと存じます。

第7章で挙げたように飛鳥山博物館を研究エリア、学びのムラ、中里貝塚史跡広場を体験エリア、上中里2丁目広場を見学エリアと設定して、段階的に整備を行い、種々の活用に資する場とすることを目指します。

事業計画ですが、短期的な整備としては中里貝塚史跡広場に学校教育や現地での学習機会の諸活動の利便性を高めるためにトイレなどの便益施設の整備、またAR・VRを駆使したプログラムの導入などを図ります。

中・長期的な整備といたしましては、上中里2丁目広場において実物資料の野外展示の実現化や貝塚の規模が体感できる工夫の検討、ガイドンス施設の検討を進めてまいります。

73ページをごらんください。

第9章、運営・体制の整備となります。下の第34図、体制概念図でございますが、今後の活用に向けまして、文化庁、東京都及び地域住民関係団体などと十分に連携しながら保存と活用が両立できるよう調整を図ってまいります。

おめくりいただきまして、74ページをお開きください。

第10章としまして、施策の実施計画の策定・実施について記載しています。第6章

から第9章で示した保存・管理、活用・整備、運営・体制について短期的な取組、中期的な取組、長期的な取組に分けてそれぞれ記載していますが、来年度令和2年度に整備計画を検討する委員会を組織して具体的な検討を進めてまいります。

76ページをごらんください。

第11章の経過観察です。史跡の適切な保存・活用・整備は将来にわたって継続して取り組む必要がございますので、本計画の進捗状況を77ページ、78ページになるような自己点検表を利用しまして経過観察を実施してまいります。点検・検証の結果によっては本計画の見直しを図ってまいります。

最初の教育委員会資料にお戻りください。

4のパブリックコメントです。募集期間、周知方法、閲覧場所はそれぞれお示しのとおりです。

裏面になります。

5の今後の予定です。来週、12月2日の文教子ども委員会に報告、その後、パブリックコメントを実施しまして令和2年2月の第11回策定委員会の開催、そして、3月6日の文教子ども委員会報告で議会の意見を聴取しまして、今年度内に策定をしてまいりたいと考えています。

以上、報告とさせていただきます。

清正教育長 ご説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか

本間委員 教育長

本間委員 ご説明ありがとうございました。
お話を伺っているだけでも、北区の貴重な財産としてわくわくするような内容で、ぜひ子どもたちに伝えていきたいなと思っておりました。59ページの図も大変わかりやすく、誰が見ても納得できるような内容なのかなと思います。
小学校3年生は区内めぐりの学習がありますので、各学校がカリキュラムの中に位置づけられるような働きかけもあわせて進めていただけたらというふうに思います。ありがとうございました。

清正教育長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
次に日程第8、報告第85号「第四期北区子ども読書活動推進計画」(案)パブリックコメントの実施について事務局から説明をお願いします。

中央図書館
長

教育長

清正教育長

中央図書館長

中央図書館
長

報告第85号「第四期子ども読書活動推進計画」(案)パブリックコメントの実施についてでございます。

表紙を1枚おめくりください。

「第四期の子ども読書活動推進計画」(案)がまとまりましたので、パブリックコメントを実施いたします。

2の現況です。9月の教育委員会におきまして、新計画の骨子案についてご報告をさせていただきました。その内容と同様でございます。

3の内容です。追加で配布させていただきました差しかえのもの、別紙の第四期子ども読書活動推進計画(案)をお願いいたします。計画の概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

1の計画の政策でございます。子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、今年度までの現計画を引き継いで子どもの読書活動の推進に取り組んでいくことといたしました。

2が基本理念及び目的となります。子どもに必要となる読書活動が子どもに必要な理由、まわりの大人がその読書活動を支えることの重要性を踏まえ、基本理念を「読書は生きる力を育む」と設定し、図書館を中心に学校など関係機関、地域が連携して読書活動を通して全ての子どもたちの生きる力を育むことを目的としました。

その下、項番3の施策の五つの柱です。本計画案で取り組んでいく69の推進事業を内容に応じてお示しのように(1)の年齢発達の段階など対象に応じた取組など五つに分類して提示いたしました。

27ページをごらんください。

第四期計画(案)の推進事業をまとめた施策体系図となります。五つの柱に分類して推進事業をお示ししてあります。一番上の枠、年齢、発達の段階など、対象に応じた取組については、さらに乳幼児からYA、中高生世代を対象とした取組など五つに特別な支援を必要とする子どもたちへの取組を加えて六つに分類してあります。そのほか、2の連携・協力、施設・設備の充実、啓発・広報・評価、最後に5の担い手の充実に分けて表の右側、具体的な取組を検討して実施していきます。

9ページにお戻りいただきまして、それ以降に具体的な取組、推進事業ごとに取り組みの方向性をお示ししています。

教育委員会資料にお戻りいただきまして、4のパブリックコメントです。

募集期間を令和元年12月10日から令和2年1月15日と設定いたしまして、北区ニュースや北区ホームページにおいて周知を図ります。計画案の閲覧場所は各図書館ほか、お示しのとおりです。

5、今後の予定です。12月2日文教子ども委員会でパブリックコメントの実施についてご報告いたします。パブリックコメントでご意見をいただいたうち、計画案にご意

見を反映させ実施結果について議会に報告いたしまして、議会のご意見をいただいたのち、第四期子ども読書活動推進計画を策定してまいりたいと思います。

ご報告は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

ご説明ありがとうございました。

今、児童生徒、大人も含めてですけれども、本離れ、活字離れが懸念されるころに對しても働きかけていかなければいけないところだと思いますが、学校現場で、小学校では今まで朝学習といわれる時間帯に自習読書というような形で読書の時間を位置づけている学校が多かったと思うのですが、外国語活動の導入によってモジュールでその時間を外国語活動などに当てる学校が増え、その分、朝の10分、15分、連続して行っていた読書の時間が削らざるを得ないというような負の面も出てきているように思います。その分をどこかで補ってあげなければいけない。子どもたちは、基本的に場と時間を与えてあげればそれほど本が嫌いではないというところが大前提としてあります。北区では、0歳のときから読書への取組みがこの中にもありますけれども、その延長としてぜひ放課後のわくわく広場の中でも読書の時間を設けるなど、皆が本を読む時間というものを取り入れるような働きかけをしていくことも大事だというふうに思いますし、学校図書館も広く開いていくといううえで、放課後のときに使いやすいような配慮を各学校と話し合った中で双方が活動に困らないような位置づけで取り組んでいくことが大事ではないかと思っております。放課後のわくわくも一斉にやるということで効果が上がっていくというふうに思いますので、それぞれにお任せしますという形ではなく、北区の特色としてこれをやっていきたいと思いますというぐらゐの取組みをしていかなないと、新しい意味での広がりはないのかなというふうに考えております。

また、ページ13にも読書の貯金というような形のものがございましたけれども、これは他県ですけれども、ATMのような形でページ貯金をしていくということで効果が上がっている事例も聞いておりますので、システムをつくっていく上でお金はかかると思いますが、有効なものだと私も読ませていただいて思いました。

また、中学生、高校生と年代が上がっていくに従って、電子書籍を読む方が増えているように思います。もちろん、視覚として目の眼球にとってどうであるとか、脳にとってどうであるかということもあわせて考えていかなければならないのですが、活字、紙と触れ合うことが大事であると同時にやはりニーズとしてあるということも踏まえた手だてもあわせて考えていかなければならないのかなと思っております。全ページ、事前に拝見させていただきましたが、特に電子書籍について触れるところがありませんでしたので、ひと言申し添えさせていただきました。

	以上です。
清正教育長	<p>ありがとうございます。 何か理事者、コメントがある方いますか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます 次に日程第9、報告第86号「北区子ども・子育て支援計画2020(案)パブリックコメントの実施」について、事務局から説明をお願いします。</p>
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	<p>それでは、私のほうから報告第86号「北区子ども・子育て支援計画2020(案)パブリックコメントの実施」についてご報告、ご説明をさせていただきます。 表紙を1枚おめくりいただきまして、A4縦1枚の資料をごらんください。 まず1番、要旨でございます。令和2年度から6年度までを計画期間とします子ども・子育て支援計画2020につきましても、平成30年度より子ども・子育て会議を始め、庁内策定検討会議等々で議論、検討を進めてまいりました。このたび、これらを踏まえて子ども・子育て支援計画2020(案)を作成したため、お示しのように区民の方々のご意見を伺うため、パブリックコメントを実施するものでございます。 恐縮ですが、一緒にお渡ししている冊子を用いて内容、あるいは経過を説明させていただきます。 始めに、152、153ページをごらんいただければと思います。先日の子ども・子育て会議及び専門会議等々のメンバーでございます。学識経験者を始め、さまざまな団体からの推薦、そしてお示しのように区職員、関係行政機関ということでそれぞれ学校関係、あるいは保育園、幼稚園等々含めてさまざまな分野の方から会議体にご出席をいただくとともに、一般の公募委員も募集させていただきまして、議論をいただいたところでございます。 また、教育委員の皆様方にこの間に何度かご説明をさせていただいたかと思っておりますので、本当に簡単に説明をさせていただきます。 まず1枚戻っていただきまして、表紙をめくっていただき目次をお願いします。 本計画につきましては、6章立て、そして資料編という161ページ構成となっております。3ページからが第1章でございます。3ページの第1章からは、国あるいは東京都、北区を取り巻く動向、策定の目的、位置づけなどを記載しているところでございます。</p>

6ページの○の二つ目でございます。本計画の内容、位置づけでございます。この計画は、二つの計画を包含しているところでございます。

一つは、次世代育成支援対策推進法によります計画でございます。こちらは、次世代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境整備等に向けた、事業計画、あるいは行動計画に当たるものでございます。

もう一つは、後段にあります子ども・子育て支援法による質の高い教育保育の提供、保育の質の確保、質的改善、地域の子どもの子育て支援充実のための支援事業の見込みの量、そしてそれを実施するための方策、これを定める子ども・子育て支援事業計画となっているところでございます。

11ページから第2章になっておりまして、こちらが子ども・子育てを取り巻く環境の現状、あるいは教育・保育の施設の利用状況、あるいは前の計画、現計画であります2015の実績、あるいはニーズ調査等々の結果、特徴的な部分を抜粋しているところでございます。あわせてこれらを踏まえまして、子ども・子育てを取り巻く課題を記載しているところでございます。

65ページから第3章となっております、これが本計画の基本的な考え方、基本理念をうたっているところでございます。こちらについては大きな変更はございませんけれども、この基本方針、基本的な視点のところ子どもたちがもっている自ら育つ力、こちらを重視するというところで若干の表現、あるいは順番を変えさせていただいたところでございます。

続きまして、71ページから先ほどお話ししました事業計画、行動計画に当たる部分でございます。それぞれの計画の体系につきましては、74ページのほうに一覧表として記載をさせていただきまして、施策目標、個別目標というところでございます。この中では、近年、子どもを取り巻く環境、あるいは社会環境を始め、さまざまな部分を考慮して個別目標を変更したり、あるいはその中に包含するようなことをこの中で記載をさせていただいているところでございます。

一例で申し上げますと、多様な保育ニーズに対応するような新サービス、あるいは妊娠、出産、子育て期の切れ目のない支援、あるいは性の多様性のところ、児童虐待の早期発見、早期対応等々、また新たに項目立てをしたところでございますけれども、多文化共生に向けた支援というようなところを盛り込んでいるところでございます。

続きまして、107ページまでお願いします。

107ページから第5章で、支援事業の量、そしてその見込み、そして加工策を計画する部分でございます。

1枚おめくりいただきまして、109ページをお願いします。

四角で二つ囲んでいるところがございます。上段の囲みが幼児期の学校教育、保育、それらについての量の見込み、確保策でございます。下が地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業と称しているところでございますけれども、こちらについての授業料見込みの確保策を、計画期間であります令和2年度から6年度までの5年間についてそれぞれお示しをしているところでございます。こちらにつきましては、繰り返しになりますけれども、子ども・子育て支援法によります質の高い教育、保育の提供、そして保育の質的確保、質的改善、地域の子どもの子育て支援充実のため、計画期間において

見込み量の確保、あわせて質の確保、こちらを計画的に進めていきたいと思っております。

冊子の説明は以上です。もとの委員会の資料にお戻りいただければと思います。

3番、4番ということで、実施方法・今後の予定とありますけれども、これはこれまでのパブリックコメントの説明と同様でございますので、後ほどご高覧をいただければと思います。

説明は以上でございます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

本件について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第10、報告第87号「北区児童相談所等複合施設基本構想（骨子案）」について事務局から説明をお願いします。

児童相談所
開設準備担
当副参事

教育長

清正教育長

児童相談所開設準備担当副参事

児童相談所
開設準備担
当副参事

それでは、教育委員会資料、北区児童相談所等複合施設基本構想（骨子案）についてごらんください。

1の要旨になります。児童相談行政の更なる充実・強化を図るため、児童相談所の整備につきましては、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合センター等を一体的に整備することとして、「児童相談所等複合施設基本構想検討委員会」において検討を行ってきたところです。

今回、基本構想の骨子案がまとまりましたのでご報告いたします。

2の現況になります。昨年9月の教育委員会及び文教子ども委員会におきまして、施設の複合化についてを報告させていただいたところです。翌月の10月から児童相談所と複合施設の検討委員会を設置しまして、ことしの11月までに4回の検討委員会を開催し、検討を行ってきたところです。

3の基本構想（骨子案）につきましては、別紙「北区児童相談所等複合施設基本構想（骨子案）」をごらんください。

今回の基本構想の骨子案につきましては、これまで教育委員会でご報告させていただきました内容を整理するとともに施設整備についての考え方や施設規模、整備スケジュール等をまとめたものになります。

始めに、施設整備の背景になります。こちらでは、全国的に児童虐待が増加している

ことや現在の東京都の児童相談所の状況、また、児童福祉法の改正により特別区が児童相談所を設置することができること。そういったことを背景としてまとめているところです。

次に、基本構想の策定方針になります。今回、子どもと教育に関する施設を複合化することを踏まえまして、北区教育子ども大綱における子育て分野、または教育分野の基本方針、さらには現在策定中の北区子ども子育て支援計画2020の基本的な視点、こういったものを踏まえて、今後、複合施設を整備していきたいと考えております。

右上の整備コンセプトについてです。こちらにつきましては、主としまして赤羽台東小学校の跡地を活用することから、検討会等で策定されました旧赤羽台東小学校跡地の活用計画、こちらのコンセプトであります、人が集い、人を育み、未来への希望を紡ぐまち、こちらを継承しまして複合施設の機能、また整備の考え方など具体的な整備内容を検討してまいります。

次に複合化する主な機能と施設についてです。昨年の教育委員会でもご報告させていただいたことですが、お示しの子どもに関する四つの相談機能を複合化しまして、子どもや教育に関する総合的な相談拠点として施設を整備してまいります。

次に、施設整備の考え方についてです。一般開放ゾーンと、専門相談ゾーンの区分、セキュリティやプライバシーへの配慮、明るく温かみのある快適な空間づくり、防犯・防災機能の確保、変化に柔軟に対応できる間取りや諸室の配置、省エネ性能に優れた施設、地域や周辺環境との調和、これらの考え方を基本に施設の具体的なレイアウト等を検討してまいります。

次に、整備予定地についてです。こちらも昨年度、ご報告させていただいた項目ですが、旧赤羽台東小学校跡地を活用して施設を整備してまいります。施設面積につきましては、跡地の約半分5,000㎡を活用して、建物としましては3、4階建を想定しているところです。こちらにつきましては、現詳細な必要な面積等を検討しているところですが、複合化にする主な四つの機能、こちらの機能が十分に整備できるような面積について、精査をしてまいりたいと考えております。

次に、整備スケジュールについてです。四つの機能の複合化、学校跡地に利活用、また児童相談所の開設に向けた課題の検討状況などを踏まえまして、複合施設につきましては令和7年度の開設予定、児童相談所及び一時保護所につきましては、令和8年度の開設を予定しております。児童相談所につきましては、今まで令和4年度以降という形で検討させていただいたところですが、今回、見直しを行ってこちらの年度に開設を予定しているところです。

最後に児童相談所の開設に向けた主な課題についてです。児童相談所の設置を検討している他区と同様に人材の確保や育成、こちらが最も大きな課題となっているところですが、財源に関する東京都との協議や自治体間の連携体制の構築など、広域的な調整を要する課題もありますため、引き続き、来年度に児童相談所を開設予定の先行3区の動向を注視してまいります。また、今回、骨子案という形でご報告させていただきましたが、今後こちらをもとにさらにブラッシュアップをしていくような形で基本方針の素案を作成してまいりたいと思います。素案につきましては、できる限り最新の情報を反映していきたいというふうに考えております。

それでは、教育委員会資料にお戻りください。

4、今後の予定についてです。来週の文教子ども委員会に骨子案を報告させていただくとともに来年1月には第5回の検討委員会を開催し、基本構想の素案についての検討を行ってまいります。2月の教育委員会及び文教委員会には素案をご報告させていただきたいと考えております。また、素案の作成に当たりましては、庁内勉強会の講師をお願いしました、明星大学の奥田先生でありますとか、施設の隣接地にあたります東洋大学の学識経験者等の意見をいただきながら、作成してまいりたいと考えております。なお、2月下旬ごろから3月上旬ごろにかけて素案についての住民説明会とも開催し、ご理解を図ってまいりたいと考えております。いただいたご意見等を踏まえまして、3月末の基本構想の策定を予定しているところです。

私からの報告は以上になります。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件について、ご質疑、またご意見ございますでしょうか。

加藤委員

教育長

清正教育長

加藤委員

加藤委員

児童相談所といいますと全国的にいろんな問題があって、対応に苦慮されていると感じています。果たして、北区は北児相がある中であえてつくる必要があるのかなというように思いますが、つくる以上はやはり北区に住む子どもたちのためにぜひ頑張りたいなと思っております。複合化施設というものは、いろんな人たちの出入りが伴うものだし、その辺りでプライバシーの問題も検討しなければならないと思っております。そして、一番大変なのは人材育成なのだろうと思っております。東京都と協力できれば良いですが、人材派遣は一切しないと伺っていますし、お金の方も出さないというように伺っている中で、区としても相当の経費を使わなければならないだろうと思うのですが、その辺りの資金的なものは、ある程度めどがついているのでしょうか。

児童相談所
開設準備担
当副参事

教育長

清正教育長

児童相談所開設準備担当副参事

児童相談所
開設準備担
当副参事

ただいま、ご質問いただきました財源に関する問題についてですが、今のところまだ積算の段階なので、具体的な金額等はこれから先行3区の特に状況を見ながら整理していきたいと考えているところです。なお、財源について東京都との協議につきましては、今月あたりから来年度に向けての協議が始まっていくと聞いていますので、その中で必要なものについては区長、事務局等を通して、要望してまいりたいと考えておりま

す。

清正教育長

よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する方向は終了させていただきます。
日程第11、報告第88号「児童虐待等の早期発見と未然防止に向けた連携強化に関する協定」の締結について事務局から説明をお願いします。

児童相談所
開設準備担
当副参事

教育長

清正教育長

児童相談所開設準備担当副参事

児童相談所
開設準備担
当副参事

それでは、引き続きまして教育委員会資料、児童虐待等の早期発見と未然防止に向けた連営強化に関する協定の締結についてをごらんください。

1の要旨になります。これまでも区及び教育委員会と区内の三警察署におきましては、要保護児童対策地域協議会等におきまして、情報共有を図り、連携して対応してきたところです。

近年、警察への通告や子ども家庭支援センターへの虐待相談の件数等が増加傾向にあり、またその内容も複雑化や多様化するなど、これまで以上に緊密に連携し対応する必要性が高まってきているところです。

今回の協会締結によりまして、連携を明確化するとともに、さらなる連携体制の強化を行いまして、児童虐待の早期発見と未然防止を図り、子どもの安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えています。

2の協定の内容についてです。(1)としまして、情報共有と個人情報の保護について、(2)としまして応援要請、(3)としまして、連携会議、(4)としまして、普及啓発活動、資料の裏面になります、(5)としまして、合同研修や勉強会等の開催、以上、5項目について協定を締結してまいります。

また、別途、申し合わせ事項でそれぞれの内容の詳細を定めてまいりたいと考えております。

3の今後の予定についてです。来週の文教委員会に報告いたしまして、16日に協定の締結式を実施したいと考えております。締結式の様子につきましては、プレスリリース等で広く周知をしていきたいと考えております。

また、今回の協定締結を契機としまして、今後さらに連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

最後に4の他区の動向についてです。令和元年11月1日現在で類似の協定を締結しているのは11区となります。なお、補足としまして今回、北区で締結協定の特徴につ

いて2点簡単にご説明させていただきます。

まず、1点目につきましては、他区で実際に締結されている協定では区と警察との情報共有を主に締結しているのですが、今回、北区では情報共有にとどまらず、応援要請ですとか普及啓発、合同研修など他区の協定よりも一歩踏み込んだ形での協定を締結してまいりたいと考えております。

そして、2点目につきましては、他区では区と警察との間で協定を締結しているのに対しまして、北区におきましては、児童虐待の対応について教育委員会で所管しているようなこともございまして、北区と教育委員会が連名で協定を締結していきたいと考えているところです。先ほど、基本構想の骨子案の説明で児童相談所の開設時期の見直しについてご報告させていただきましたが、今回の警察との協定締結のように児童相談所の準備段階から実現可能な取組みにつきましては、積極的に対応してまいりたいと考えているところです。私からの説明は以上になります。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程12、報告第89号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育施策課長

教育長

清正教育長

教育施策課長

教育施策課長

それでは、報告第89号でございます。1枚おめくりをお願いいたします。

後援・共催事業に関する報告でございますけれども、今回、事業を承認した旨の報告はございません。事業実績報告でございます。お示しのとおり、裏面まで4件でございますけれども、報告した旨の報告を受けているところでございます。ご確認のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和元年第10回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。